

OECD・BEPS 行動 11 の討議草案公表 BEPS 分析の向上

1 May 2015

In brief

2015年4月16日、OECDは税源浸食と利益移転(Base Erosion and Profit Shifting: BEPS)プロジェクトの行動11(IMPROVING THE ANALYSIS OF BEPS)に関する討議草案を公表しました。

その内容は、第一章ではBEPS分析に関する既存のデータソースの評価、第二章はBEPSの規模と経済効果に関する潜在指標(長所と限界)、第三章は既存のBEPSの実証的分析とBEPSの規模を推測するためのアプローチの提案、となっています。

OECDは、本討議草案に対して、2015年5月8日までコメントを受け付けています。

In detail

2015年4月16日、OECDはBEPSプロジェクトの行動11に関する討議草案を公表しました。各章の主要ポイントは、以下のとおりです。

第一章(BEPS分析に関する既存のデータソースの評価)

- 既存のデータソースの利用には多くの制約があり、指標の構築やBEPSの規模と効果に関する経済分析への取り組みは大きく制限されます。
- 主要な課題の一つとして、現在入手可能なデータソースでは、実質的な経済効果とBEPS関連の動きによる効果を見分けることが難しいことがあります。
- 民間企業の会計データベースの中には有用なものもありますが、網羅性がない(すべての多国籍企業の情報を含んでいない、納付税額の情報が無い)等、大きな制約があります。
- 多国籍企業のすべての子会社を含む申告書のデータは最も有用なデータになりえますが、多くの国では、(匿名・機密であっても)このようなデータを有しておらず、経済・統計分析もしていません。また、多くの政府は、多国籍企業と純粋な国内企業の申告税収を分けて管理していません。

- 最近の議会・政府の調査の中には多国籍企業の税務に焦点を当てているものがありますが、これらは一部の多国籍企業の活動のみを対象としており、また、利用可能な企業会計データに含まれない情報が含まれているため、全面的にこれに依存するのは適当でないとしています。
- BEPSで移転価格が歪められると、GDPや企業レベルの報告数値に影響します。BEPSの規模と効果をより正確に評価するためには、多国籍企業に関するより包括的で、詳細なデータが必要になります。既存データ(注1)の制約は、追加データ、既存データの有効活用、ベストプラクティス(注2)の特定と各国で協調して採用する勧告の開発により一部、解決できる可能性があります。

(注1)添付書類(Annex 1)では、BEPS分析のための既存マクロデータ(GDP等の国民勘定、国際収支統計、外国直接投資(FDI)統計、貿易統計、法人税収統計)およびミクロデータ(企業財務情報、法人税等申告書、特定国の税務情報、関税(貿易)データ)の入手可能性等についてまとめられています。

(注2)現時点でのベストプラクティスとして、ドイツ、スウェーデン、米国の事例が紹介されています。

第二章(BEPS潜在指標について)

- ・ 実証的分析や多くの議会調査等による一部の多国籍企業に関する特定情報により、BEPSが存在するという証拠は多く存在しますが、BEPSの規模とBEPSの経時変化の測定は困難です。
- ・ BEPSの規模と経済効果を特定するための指標の利用により一般的な兆候はわかりますが、その解釈はかなり慎重に行われなければなりません。
- ・ BEPSの規模と経済効果を特定するための指標の利用価値は、入手可能なデータ(より包括的で精度の高いデータへのアクセス)に大きく左右されます。
- ・ 一つの指標だけではBEPSの存在と規模の全体像を把握できないですが、複数の指標の収集により、BEPSの規模と経済効果に関する広い見識が得られ、政策立案者によるBEPSの経時変化モニタリングに資する可能性があります。

BEPSの潜在指標 - 以下の7つの提案がされており、それぞれの提案の説明、論拠、情報源と用例が記述されています(各指標の計算式は、添付書類(Annex 2)に収められています)。

A. 財務と実体経済活動の乖離

- 指標1(外国直接投資の集中) - 対GDPの純外国直接投資(FDI)の集中度(FDI比)を測定するもので、特にFDI比の高い15か国と、その他198か国のFDI比を経年で比較します。

B. 上位(250社、500社等)の多国籍企業の利益率(注)の相違に着目したBEPS指標

- 指標2(低課税子会社の高い利益率) - 上位多国籍企業の子会社の利益率(利益/資産)と実効税率(税負担/利益)を比較し、低税率・高利益率の区分への利益の集中度を見ます。
- 指標3(低課税地域にある多国籍企業の子会社の高利益率) - 多国籍企業グループの全世界資産の20%を有する低課税地域(国)の多国籍企業の子会社の利益率(利益/資産)と、多国籍企業の全世界利益率(利益/資産)を比較します。

(注)利益率の分子は税引前利益、分母は経済活動変数です。分母の変数は、インプット数値(資産、雇用、従業員給与、営業費用など)やアウトプット数値(売上等)が考えられます。本討議草案では、経済活動変数(分母)として資産を使用しています。なお、資産は、法人課税所得の源泉となる資本の使用と最も直接的に関係しますが、一方で、財務諸表上の資産には通常、多国籍企業の利益への主要貢献要因である無形資産を含んでおらず、また、社会資本や政府から受けるサービスも除外されています。また、法人税は子控除後の所得に課税されますが、資産には、出資・借入れ双方のファイナンス分が含まれています。

C. 国内・国外利益率の差異

- 指標4(多国籍企業グループの国内・国外活動の利益率の差異) - 上位多国籍企業の国内・国外の利益率(利益/資産)の差異と、実効税率(税負担/利益)の差異を比較します。
- 指標5(多国籍企業の子会社と比較対象の国内企業の実効税率の差異) - 上位多国籍企業の子会社と、同国内にある比較対象となる純粋な国内企業との実効税率の差異を、単体ベースで比較します。

D. 無形資産(Intangibles)を通じた利益移転

- 指標6(対R&D支出比でのロイヤルティー収入の集中) - R&D支出に対するロイヤルティー収入の比率を経年でみます。

E. 利子を通じた利益移転

- 指標7(平均実効税率を超える多国籍企業の子会社における利益(EBITDA)に対する利子の割合) - 高税率国の利子/利益(EBITDA)率の平均的な利子/EBITDA率からの乖離率や、高税率・高利子/EBITDA率の国への利子の集中度を見ます。

(注) 上述以外の他の指標も検討されましたが、本討議草案では採用されていません。データ不足のため採用されていない指標もあります(たとえば、多国籍企業の高税率・低税率地域毎の利益率の差異)。これらは、入手可能なデータに問題がある、実体経済効果とBEPSの区分が困難である、といった理由で採用されていません。

第三章(BEPSおよび対抗措置の規模と経済効果に関する経済分析)

- BEPSが存在するという証拠は数多くありますが、その規模(財政損失の大きさ)と経済効果の測定に当たっては、BEPSのない仮想の世界の定義する必要があります。また、現時点で入手可能なデータに大きな制約があることを踏まえる必要があります。情報の精度が上がったとしても、推測の余地は残ります。
- 本章では、BEPSの規模と経済効果、および行動11によるBEPS対抗措置の効果の分析に当たり、2つのアプローチ - (移転利益に係る)総税率差異アプローチ(Aggregate tax rate differential approach)とBEPS行動計画毎のアプローチ(BEPS channels approach) - を提案しています。
- BEPSの規模の分析に当たっては、BEPSのある世界とBEPSのない仮想の世界の比較が必ず必要になります。政策立案者は、現在のBEPSの規模だけではなく、BEPSに対処するための国際的に協調されたルールがない場合に将来のBEPSの規模がどうなるかにも関心を払わなければなりません。
- 現在の実証的分析によれば、BEPSは、さまざまな国際的法人税回避策 - ハイブリッドミスマッチ取決め、過大利子の損金算入、有害税制、条約濫用、恒久的施設(Permanent Establishment: PE)の人為的回避、価値創造と整合しない移転価格結果、租税回避防止措置(CFCルール等)の回避 - から生じます。
- BEPSの規模と経済効果への理解をより深めるためにはデータソースの向上が必要ですが、本章では、行動11のもとで既存の経済分析を補完・統合するため、新たな分析が必要であるとしています。このような分析を行うに当たっては、現在入手可能なデータに大きな制約がある中、BEPS規模の推測が適当かどうか究明する必要があります。

本討議草案に対するパブリックコメントは2015年5月8日が提出期限とされています。

2015年4月16日に公表されたBEPS行動計画11(IMPROVING THE ANALYSIS OF BEPS)に関する討議草案の原文(英語)については、以下のOECDのウェブサイトをご参照ください。

<http://www.oecd.org/ctp/tax-policy/discussion-draft-action-11-data-analysis.pdf>

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル15階

電話：03-5251-2400(代表)

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

高野 公人

03-5251-2698

kimihito.k.takano@jp.pwc.com

顧問

岡田 至康

03-5251-2670

yoshiyasu.okada@jp.pwc.com

パートナー

佐々木 浩

03-5251-2184

hiroshi.sasaki@jp.pwc.com

ディレクター

鶴田 将吾

03-5251-2464

shougo.tsuruta@jp.pwc.com

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、PwCのメンバーファームです。公認会計士、税理士など約520人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwCは、世界157カ国におよぶグローバルネットワークに195,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスの提供を通じて、企業・団体や個人の価値創造を支援しています。詳細はwww.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2015 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース 無断複写・転載を禁じます。

PwCとはメンバーファームである税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または日本におけるPwCメンバーファームおよび(または)その指定子会社またはPwCのネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細はwww.pwc.com/structureをご覧ください。